

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【公表番号】特表2019-520944(P2019-520944A)

【公表日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-030

【出願番号】特願2019-502650(P2019-502650)

【国際特許分類】

A 6 1 C 8/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 8/00 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月22日(2020.6.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インプラント体(10)と上部構造体との間の、補綴義歯(1)の一部としての上部構造体支持体(20)であって、

中空のインプラントポスト(23)と、中空のインプラントピン(50)と、これらの間に位置するインプラントフランジ(31)と、を備え、

- 前記インプラントポスト(23)の空洞域(67)と前記インプラントピン(50)の空洞域(62)とは、前記上部構造体支持体(20)と前記インプラント体(10)とを結合するねじ(90)を貫通案内しあつ収容するように相互に移行しており、

- 前記空洞域(67, 62)は、それぞれ中心線(69, 63)を有し、該中心線(69, 63)は、互いに中央の空洞域(64)において交差しており、

- 前記インプラントピン(50)の前記空洞域(62)には、前記インプラントフランジ(31)に向かって拡開するねじ頭部着座面(65)が続いており、

- 前記空洞域(67)と前記ねじ頭部着座面(65)との間に前記中央の空洞域(64)が位置しており、前記中央の空洞域(64)は、湾曲した内空部であり、該内空部において、前記空洞域(67)と前記ねじ頭部着座面(65)は、角を成すことなく接線方向に相互に移行した状態で接続しており、

- 少なくとも前記インプラントフランジ(31)の領域は、前記インプラントポスト(23)の方向に向けられた支持カバー面(37)を形成しており、該支持カバー面(37)の外縁(33)は、インプラントポスト側の前記空洞域(67)の前記中心線(69)が垂直に交差する基準平面(38)を形成しており、

- 両方の前記中心線(69, 63)は、前記基準平面(38)の下方で交差しているまたは交わっている。

上部構造体支持体(20)。

【請求項2】

前記支持カバー面(37)は、前記基準平面(38)内に位置しているか、または円錐台の円錐台側面(75, 76)であり、該円錐台の頂角(78)が180°~165°であり、前記円錐台の大きい方の端面(77)が前記基準平面(38)を成していることを特徴とする、請求項1記載の上部構造体支持体。

【請求項3】

前記ねじ頭部着座面（65）は、円錐状、球面状または橢円体状に湾曲しているか、または別の形で、前記ねじ頭部着座面（65）の回転軸線を横切る、該ねじ頭部着座面（65）の横断面が、変化していることを特徴とする、請求項2記載の上部構造体支持体。

【請求項4】

前記ねじ頭部着座面（65）は、前記基準平面（38）の下方に配置されていることを特徴とする、請求項3記載の上部構造体支持体。

【請求項5】

前記基準平面（38）と前記中心線（69）との交点は、前記ねじ（90）が接触する接触面（73）の領域の上縁（74）に沿った開口面と前記中心線（63）との交点から、前記下側の空洞域（62）の平均直径の少なくとも17パーセントである距離だけ離れて位置していることを特徴とする、請求項3記載の上部構造体支持体。

【請求項6】

前記中心線（59）、（69）により形成される前記上部構造体支持体（20）の縦断面の各片側の領域内に、インプラント円錐部（53）の平均直径の25パーセントよりも大きい直径を有する測定円（9）は収まらないことを特徴とする、請求項1記載の上部構造体支持体。

【請求項7】

前記上部構造体支持体（20）のそれぞれ異なる空洞域（67，65，64，62）は、角を成すことなく接線方向に相互に移行した状態で接続していることを特徴とする、請求項6記載の上部構造体支持体。